

令和元年経済センサス - 基礎調査

(甲調査確報)

結果の概要

I. 概況	1
II. 事業所に関する集計	
1. 都道府県別事業所数	2
2. 事業所の活動状態	4
3. 新規把握事業所	6
III. 企業等に関する集計	
新規把握企業等	8
令和元年経済センサス - 基礎調査の概要	10
用語の解説	13
集計及び公表時期	19

令和2年12月25日
総務省

利用上の注意

1. 令和元年経済センサス - 基礎調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - ① 日本標準産業分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所
2. 令和元年経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間で、乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果である。
3. 「確報集計」は回収された調査票に基づく結果も含めて集計されており、外観把握調査（※）の結果のみを集計した「速報集計」とは数値が異なることに留意が必要である。

※ 外観把握調査とは、統計調査員が担当調査区内の全ての調査対象事業所の名称、所在地及び活動状態を外観等から確認し、その結果を調査員用端末（タブレット端末）に入力する調査のこと。
4. 本文中の「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。
5. 本文中の「新規把握企業等」とは、令和元年経済センサス - 基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている企業等をいう。ただし、本所（本社・本店）が他の場所から移転して現在の場所に新設された企業等も含まれる。
6. 売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
7. 売上（収入）金額は平成30年1年間の数値である。また、売上（収入）金額については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン> https://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf
8. 売上（収入）金額は、表章単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない。また、割合（構成比）は小数点以下第2位で四捨五入した。

なお、該当数字がないものは「-」とした。

I. 概況

令和元年経済センサス - 基礎調査甲調査（※）（以下「元年基礎調査甲調査」という。）によると、現在の我が国の民営事業所数は 639 万 8912 事業所となっている（表 I - 1）。

※ 令和元年経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の 2 種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査は、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、調査員が外観把握調査により事業所の活動状態を調査した結果であり、乙調査は、令和元年 6 月 1 日現在の調査結果である。本冊子では甲調査について記載しており、そのためここで使う事業所（数）とは民営事業所（数）のことをいう。

表 I - 1 事業所数

	甲調査 (民営事業所数)	【参考】乙調査 (国及び地方公共団体の事業所数)
令和元年経済センサス - 基礎調査	6,398,912	139,330

活動状態別に事業所数をみると、総数のうち存続事業所は 521 万 1394 事業所となっており、総数に占める割合は、81.4%となっている。一方、新規把握事業所は 118 万 7518 事業所となっており、総数に占める割合は、18.6%となっている。

また、休業事業所は 11 万 7514 事業所、廃業事業所は 69 万 9989 事業所となっている（表 I - 2）。

表 I - 2 活動状態別事業所数

	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所		休業事業所	廃業事業所
		存続事業所	総数に占める 割合 (%)	新規把握 事業所	総数に占める 割合 (%)		
全国	6,398,912	5,211,394	81.4	1,187,518	18.6	117,514	699,989

Ⅱ. 事業所に関する集計

1. 都道府県別事業所数

都道府県別に事業所数をみると、東京都が 91 万 3912 事業所（全国の 14.3%）と最も多く、次いで大阪府が 51 万 3797 事業所（同 8.0%）、神奈川県が 36 万 9446 事業所（同 5.8%）などとなっている。

平成 28 年経済センサス - 活動調査（以下「28 年活動調査」という。）と比べると、全ての都道府県で事業所数は増加となっている。最も増加率の高い都道府県は東京都であり 33.3%の増加、次いで大阪府が 21.6%の増加、神奈川県が 20.2%の増加などとなっている（表Ⅱ－1）。

表Ⅱ－1 都道府県別事業所数

都道府県	元年基礎調査甲調査			28年活動調査
	事業所数	全国に占める割合 (%)	増減率 (%)	事業所数
全国	6,398,912	100.0	14.7	5,578,975
北海道	259,247	4.1	11.2	233,168
青森県	62,373	1.0	5.6	59,069
岩手県	61,696	1.0	3.8	59,451
宮城県	111,185	1.7	9.0	102,026
秋田県	51,473	0.8	4.1	49,432
山形県	58,836	0.9	4.0	56,551
福島県	94,820	1.5	7.6	88,128
茨城県	128,847	2.0	9.2	118,031
栃木県	93,113	1.5	5.4	88,332
群馬県	100,536	1.6	9.3	92,006
埼玉県	284,566	4.4	13.4	250,834
千葉県	230,763	3.6	17.4	196,579
東京都	913,912	14.3	33.3	685,615
神奈川県	369,446	5.8	20.2	307,269
新潟県	119,194	1.9	3.7	114,895
富山県	56,293	0.9	6.9	52,660
石川県	65,403	1.0	6.7	61,301
福井県	45,339	0.7	6.8	42,443
山梨県	47,448	0.7	9.9	43,173
長野県	115,016	1.8	6.6	107,916
岐阜県	106,091	1.7	5.7	100,331
静岡県	189,862	3.0	8.6	174,850
愛知県	363,784	5.7	12.7	322,820
三重県	84,623	1.3	6.6	79,387
滋賀県	63,832	1.0	12.7	56,655
京都府	138,744	2.2	16.9	118,716
大阪府	513,797	8.0	21.6	422,568
兵庫県	253,169	4.0	13.9	222,343
奈良県	55,545	0.9	15.2	48,235
和歌山県	54,434	0.9	12.9	48,218
鳥取県	27,736	0.4	4.9	26,446
島根県	36,909	0.6	4.0	35,476
岡山県	94,081	1.5	12.8	83,415
広島県	145,400	2.3	10.9	131,074
山口県	67,529	1.1	7.6	62,774
徳島県	40,356	0.6	9.0	37,021
香川県	52,433	0.8	9.5	47,893
愛媛県	70,499	1.1	8.1	65,223
高知県	38,441	0.6	6.1	36,239
福岡県	260,232	4.1	16.7	223,008
佐賀県	40,291	0.6	5.7	38,131
長崎県	67,725	1.1	7.2	63,159
熊本県	85,857	1.3	15.9	74,104
大分県	60,356	0.9	10.9	54,443
宮崎県	56,226	0.9	6.8	52,663
鹿児島県	82,796	1.3	7.2	77,256
沖縄県	78,658	1.2	16.3	67,648

2. 事業所の活動状態

都道府県別に活動状態別事業所数をみると、存続事業所は東京都が 63 万 9398 事業所と最も多く、次いで大阪府が 38 万 5986 事業所、愛知県が 29 万 9350 事業所などとなっている。新規把握事業所は東京都が 27 万 4514 事業所と最も多く、次いで大阪府が 12 万 7811 事業所、神奈川県が 8 万 686 事業所などとなっている。また、存続事業所の「総数に占める割合」が最も大きい都道府県は、新潟県で 90.4%となっている。次いで山形県が 89.8%、秋田県が 89.7%などとなっている。一方、新規把握事業所の「総数に占める割合」が最も大きい都道府県は、東京都で 30.0%となっている。次いで大阪府が 24.9%、神奈川県が 21.8%などとなっている。

休業事業所についてみると、東京都が 1 万 6485 事業所と最も多く、次いで大阪府が 9427 事業所、神奈川県が 7231 事業所などとなっている。

廃業事業所についてみると、東京都が 11 万 8048 事業所と最も多く、次いで大阪府が 6 万 7517 事業所、愛知県が 4 万 1474 事業所などとなっている（表Ⅱ－2）。

表Ⅱ－２ 都道府県、活動状態別事業所数

都道府県	総数 (存続・新規把握)	存続事業所	新規把握事業所		休業事業所	廃業事業所	
			総数に占める割合(%)	総数に占める割合(%)			
全国	6,398,912	5,211,394	81.4	1,187,518	18.6	117,514	699,989
北海道	259,247	216,154	83.4	43,093	16.6	4,992	29,285
青森県	62,373	54,663	87.6	7,710	12.4	1,172	6,550
岩手県	61,696	54,885	89.0	6,811	11.0	1,188	6,415
宮城県	111,185	92,824	83.5	18,361	16.5	1,861	14,292
秋田県	51,473	46,157	89.7	5,316	10.3	796	4,750
山形県	58,836	52,841	89.8	5,995	10.2	814	5,309
福島県	94,820	82,817	87.3	12,003	12.7	2,635	8,591
茨城県	128,847	111,679	86.7	17,168	13.3	2,223	11,943
栃木県	93,113	82,456	88.6	10,657	11.4	1,752	9,619
群馬県	100,536	87,129	86.7	13,407	13.3	1,996	9,018
埼玉県	284,566	235,315	82.7	49,251	17.3	5,917	30,061
千葉県	230,763	187,637	81.3	43,126	18.7	5,394	23,012
東京都	913,912	639,398	70.0	274,514	30.0	16,485	118,048
神奈川県	369,446	288,760	78.2	80,686	21.8	7,231	39,054
新潟県	119,194	107,733	90.4	11,461	9.6	1,436	10,481
富山県	56,293	49,394	87.7	6,899	12.3	1,061	5,163
石川県	65,403	57,164	87.4	8,239	12.6	1,121	6,468
福井県	45,339	39,740	87.7	5,599	12.3	685	4,207
山梨県	47,448	40,857	86.1	6,591	13.9	1,000	4,136
長野県	115,016	101,984	88.7	13,032	11.3	2,231	9,908
岐阜県	106,091	93,871	88.5	12,220	11.5	1,804	10,241
静岡県	189,862	163,908	86.3	25,954	13.7	2,843	19,009
愛知県	363,784	299,350	82.3	64,434	17.7	4,848	41,474
三重県	84,623	74,535	88.1	10,088	11.9	1,294	8,452
滋賀県	63,832	54,390	85.2	9,442	14.8	1,277	5,233
京都府	138,744	111,511	80.4	27,233	19.6	2,269	14,312
大阪府	513,797	385,986	75.1	127,811	24.9	9,427	67,517
兵庫県	253,169	207,687	82.0	45,482	18.0	4,789	28,362
奈良県	55,545	45,608	82.1	9,937	17.9	1,522	5,326
和歌山県	54,434	45,255	83.1	9,179	16.9	1,129	4,707
鳥取県	27,736	24,310	87.6	3,426	12.4	466	3,245
島根県	36,909	32,809	88.9	4,100	11.1	619	3,874
岡山県	94,081	78,401	83.3	15,680	16.7	1,704	9,373
広島県	145,400	121,590	83.6	23,810	16.4	2,690	15,711
山口県	67,529	58,962	87.3	8,567	12.7	973	6,204
徳島県	40,356	34,039	84.3	6,317	15.7	1,040	4,401
香川県	52,433	44,710	85.3	7,723	14.7	1,028	5,445
愛媛県	70,499	60,878	86.4	9,621	13.6	1,549	7,024
高知県	38,441	33,678	87.6	4,763	12.4	768	3,812
福岡県	260,232	209,031	80.3	51,201	19.7	4,647	29,616
佐賀県	40,291	35,881	89.1	4,410	10.9	557	3,991
長崎県	67,725	58,675	86.6	9,050	13.4	913	6,936
熊本県	85,857	71,370	83.1	14,487	16.9	1,891	8,461
大分県	60,356	52,069	86.3	8,287	13.7	1,364	5,109
宮崎県	56,226	48,787	86.8	7,439	13.2	1,158	5,980
鹿児島県	82,796	71,839	86.8	10,957	13.2	1,842	8,981
沖縄県	78,658	62,677	79.7	15,981	20.3	1,113	10,883

3. 新規把握事業所

元年基礎調査甲調査では、新規把握事業所については、産業分類、従業者数などを調査しており、それにより得られた結果を本項に記載する。

(1) 産業分類別事業所数

産業大分類別に新規把握事業所数をみると、「卸売業，小売業」が9万3243事業所（全産業の17.3%）と最も多く、次いで「不動産業，物品賃貸業」が7万2818事業所（同13.5%）、「サービス業（他に分類されないもの）」が5万8884事業所（同10.9%）などとなっている（表Ⅱ-3、図Ⅱ-1）。

(2) 産業分類別従業者数

産業大分類別に新規把握事業所の従業者数をみると、「卸売業，小売業」が87万5456人（全産業の16.8%）と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が79万1830人（同15.2%）、「医療，福祉」が59万3670人（同11.4%）などとなっている（表Ⅱ-3、図Ⅱ-2）。

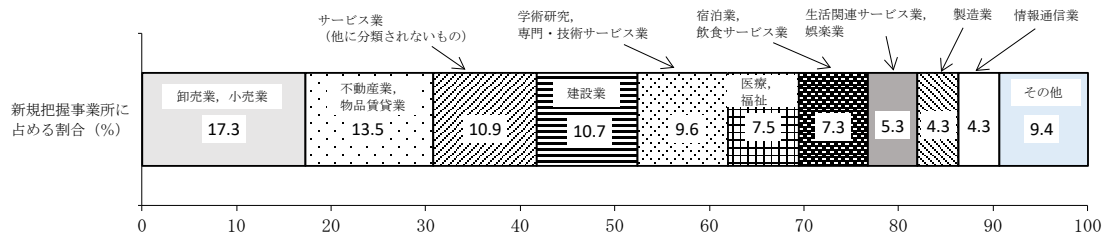
表Ⅱ-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	従業者数		
		合計に占める割合 (%)	合計に占める割合 (%)	
合計	538,900	100.0	5,196,142	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	8,456	1.6	94,381	1.8
鉱業，採石業，砂利採取業	154	0.0	1,495	0.0
建設業	57,554	10.7	442,057	8.5
製造業	23,333	4.3	374,395	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	3,218	0.6	11,825	0.2
情報通信業	23,039	4.3	333,781	6.4
運輸業，郵便業	11,824	2.2	262,673	5.1
卸売業，小売業	93,243	17.3	875,456	16.8
金融業，保険業	9,020	1.7	100,913	1.9
不動産業，物品賃貸業	72,818	13.5	265,490	5.1
学術研究，専門・技術サービス業	51,495	9.6	288,496	5.6
宿泊業，飲食サービス業	39,146	7.3	412,277	7.9
生活関連サービス業，娯楽業	28,567	5.3	204,746	3.9
教育，学習支援業	17,310	3.2	131,827	2.5
医療，福祉	40,338	7.5	593,670	11.4
複合サービス事業	501	0.1	10,830	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	58,884	10.9	791,830	15.2

注1) 新規把握事業所に関する集計

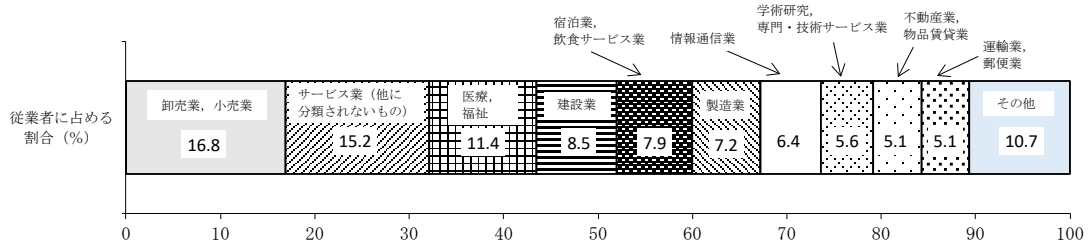
注2) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

図Ⅱ－１ 産業大分類別事業所数の構成比



注1) 新規把握事業所に関する集計
 注2) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

図Ⅱ－２ 産業大分類別従業者数の構成比



注1) 新規把握事業所に関する集計
 注2) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

(3) 従業者規模別事業所数

従業者規模別に新規把握事業所数をみると、「1～4人」が32万6266事業所（合計の60.5%）と最も多く、次いで「5～9人」が10万81事業所（同18.6%）、「10～19人」は5万8980事業所（同10.9%）などとなっている（表Ⅱ－4）。

表Ⅱ－4 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模	事業所数	従業者数		
		合計に占める割合 (%)	(人)	合計に占める割合 (%)
合計	538,900	100.0	5,196,142	100.0
1～4人	326,266	60.5	670,270	12.9
5～9人	100,081	18.6	656,025	12.6
10～19人	58,980	10.9	790,592	15.2
20～29人	19,609	3.6	464,986	8.9
30～49人	14,344	2.7	539,507	10.4
50～99人	8,453	1.6	576,491	11.1
100～199人	3,443	0.6	470,651	9.1
200～299人	970	0.2	233,827	4.5
300人以上	1,233	0.2	793,793	15.3
出向・派遣従業者のみ	5,521	1.0	-	-

注1) 新規把握事業所に関する集計
 注2) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

Ⅲ. 企業等に関する集計

新規把握企業等

元年基礎調査甲調査では、新規把握企業等については、企業産業分類、売上（収入）金額などを調査しており、それにより得られた結果を本項に記載する。

(1) 企業産業分類別企業等数

企業産業大分類別に新規把握企業等数をみると、「不動産業, 物品賃貸業」が6万9343企業（全産業の15.4%）と最も多く、次いで「卸売業, 小売業」が6万5076企業（同14.5%）、「建設業」が5万2732企業（同11.7%）などとなっている（表Ⅲ-1、図Ⅲ-1）。

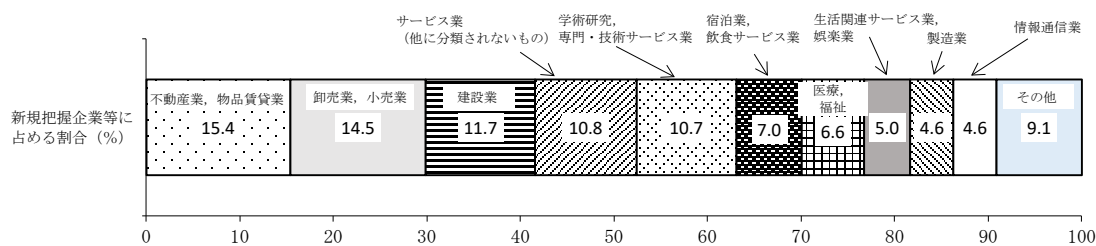
表Ⅲ-1 企業産業大分類別企業等数

企業産業大分類	企業等数	
	企業等数	合計に占める割合 (%)
合計	449,523	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	8,172	1.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	149	0.0
建設業	52,732	11.7
製造業	20,816	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,070	0.7
情報通信業	20,744	4.6
運輸業, 郵便業	9,385	2.1
卸売業, 小売業	65,076	14.5
金融業, 保険業	6,671	1.5
不動産業, 物品賃貸業	69,343	15.4
学術研究, 専門・技術サービス業	48,007	10.7
宿泊業, 飲食サービス業	31,257	7.0
生活関連サービス業, 娯楽業	22,550	5.0
教育, 学習支援業	13,244	2.9
医療, 福祉	29,597	6.6
複合サービス事業	308	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	48,402	10.8

注1) 新規把握企業等に関する集計

注2) 必要な事項の数値が得られた企業等を対象に集計

図Ⅲ-1 企業産業大分類別企業等数の構成比



注1) 新規把握企業等に関する集計

注2) 必要な事項の数値が得られた企業等を対象に集計

(2) 企業産業分類別売上（収入）金額

企業産業大分類別に新規把握企業等の売上（収入）金額をみると、「卸売業，小売業」が45兆5651億円（全産業の33.4%）と最も多く、次いで「製造業」が18兆6312億円（同13.7%）、「金融業，保険業」が12兆8476億円（同9.4%）などとなっている（表Ⅲ－2、図Ⅲ－2）。

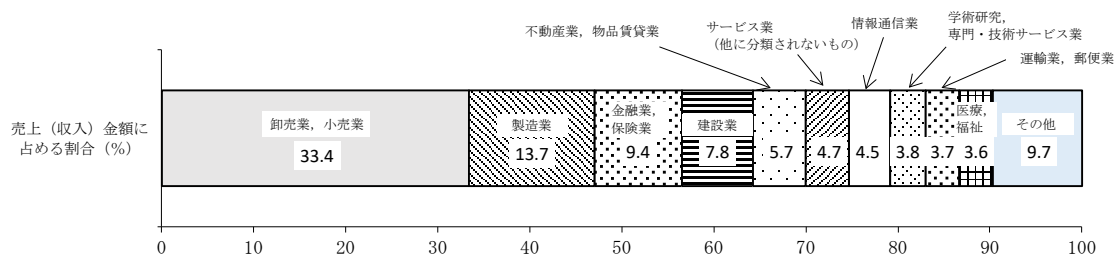
表Ⅲ－2 企業産業大分類別企業等数及び売上（収入）金額

企業産業大分類	企業等数	売上（収入）金額 （百万円）	合計に占める割合 （%）
合計	429,270	136,411,572	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	7,660	661,339	0.5
鉱業，採石業，砂利採取業	140	155,725	0.1
建設業	51,536	10,679,536	7.8
製造業	20,257	18,631,201	13.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2,931	2,704,153	2.0
情報通信業	20,170	6,111,419	4.5
運輸業，郵便業	9,125	4,987,354	3.7
卸売業，小売業	63,093	45,565,089	33.4
金融業，保険業	6,078	12,847,618	9.4
不動産業，物品賃貸業	67,015	7,760,071	5.7
学術研究，専門・技術サービス業	46,343	5,247,911	3.8
宿泊業，飲食サービス業	30,075	2,436,357	1.8
生活関連サービス業，娯楽業	21,721	3,167,086	2.3
教育，学習支援業	12,753	669,425	0.5
医療，福祉	28,199	4,926,103	3.6
複合サービス事業	281	3,449,043	2.5
サービス業（他に分類されないもの）	41,893	6,412,143	4.7

注1) 新規把握企業等に関する集計

注2) 必要な事項の数値が得られた企業等を対象に集計

図Ⅲ－2 企業産業大分類別売上（収入）金額の構成比



注1) 新規把握企業等に関する集計

注2) 必要な事項の数値が得られた企業等を対象に集計

令和元年経済センサス - 基礎調査の概要

※経済センサス - 基礎調査は甲調査と乙調査の2種類からなり、以下、記入を分ける必要があるときには【甲調査】【乙調査】と明示する。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。^(注1)

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

- ① 大分類A - 「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ② 大分類B - 「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ③ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79 - 「その他の生活関連サービス業」(小分類792 - 「家事サービス業」に限る。)に属する事業所
- ④ 大分類R - 「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(注1) 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

3. 調査事項

【甲調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号

- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 従業者数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 業態
- ⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑧ 事業所の年間総売上（収入）金額
- ⑨ 開設時期
- ⑩ 経営組織
- ⑪ 法人番号
- ⑫ 単独事業所・本所・支所の別
- ⑬ 本所・本社・本店の名称
- ⑭ 本所・本社・本店の電話番号
- ⑮ 本所・本社・本店の所在地
- ⑯ 組織全体の主な事業の内容
- ⑰ 組織全体の年間総売上（収入）金額
- ⑱ 資本金等の額

【乙調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号
- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 職員数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

4. 基準となる期日又は期間

【甲調査】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。ただし、調査事項の「年間総売上（収入）金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

【乙調査】

令和元年6月1日

5. 調査の方法

【甲調査】

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省－都道府県－市町村^(注2)－統計調査員－報告者

(注2) 市には特別区を含む。以下同じ。

【乙調査】

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布し、オンラインによる回収を行った。

(1) 国の事業所

総務省－報告者

(2) 都道府県の事業所

総務省－都道府県－報告者

(3) 市町村の事業所

総務省－都道府県－市町村－報告者

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 - ・ 国及び地方公共団体の事業所
法令により独立の機関として、それぞれ場所ごとに設置されている事業所をいう。
 - ・ 民営事業所
国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。
 - ・ 出向・派遣従業者のみの事業所
当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。
 - ・ 事業内容等不詳の事業所
事業所として存在しているが、回答不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2. 活動状態別事業所

- ・ 存続事業所
甲調査においては、平成28年経済センサス - 活動調査（以下「28年活動調査」という。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス - 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。
乙調査においては、平成26年経済センサス - 基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。
- ・ 新規把握事業所
元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所及び国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所も含まれる。
- ・ 休業事業所
元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。
- ・ 廃業事業所
甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政

記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれている。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。

3. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(5) 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。

(6) 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

(7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々

雇用されている人をいう。

(8) 他への出向・派遣従業者

従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

4. 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

5. 事業従事者数

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出している。

6. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

7. 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合、その時期を開設時期とする。

- ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。
ただし、相続により引き継いだ場合は該当しない。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合など、経営組織を変更した場合
- ・ 法人が新設（対等）合併した場合
- ・ 法人が分割により設立された場合
- ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

8. 経営組織

(1) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市町村^(注)及び一部事務組合等の事業所をいう。

(注) 市には特別区を含む。

(2) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

① 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

② 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

③ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

④ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

⑤ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

9. 単独・本所・支所の別

企業等を構成している事業所により以下に区分している。

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮な

ども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

10. 本所の所在地

支所（支社・支店）である事業所のうち、本所（本社・本店）の所在地について、次のように区分している。

(1) 同一都道府県

支所の所在する都道府県と本所の所在する都道府県が同一であるものをいう。

(2) 他の都道府県

支所の所在する都道府県と本所の所在する都道府県が異なるものをいう。

11. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を営んでいる場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

なお、新規把握企業等とは、元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている企業等をいう。企業等の本所（単独事業所の場合はその事業所）が、他の場所から現在の場所へ移転してきた場合も含まれる。

12. 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業としている。

13. 企業産業分類

組織全体の主な事業の内容により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

14. 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

15. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など

をいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

集計及び公表時期

集計区分		集計内容	公表時期	
I 甲調査	1 速報集計	事業所の活動状態に関する集計	活動状態別事業所数を表章	令和2年6月30日
	2 確報集計	(1) 事業所の活動状態に関する集計	地域、活動状態別事業所数を表章	令和2年12月25日
		(2) 新規把握事業所に関する集計	地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織、従業者規模、開設時期別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	
(3) 新規把握企業等に関する集計	産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織、資本金階級別等に企業等数及び売上（収入）金額を表章			
II 乙調査	(1) 事業所の活動状態に関する集計	地域、活動状態別事業所数を表章	令和2年6月30日	
	(2) 新規把握事業所に関する集計	産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別等に事業所数及び従業者数を表章		

【内容に関する問合せ先】



総務省統計局 事業所情報管理課 審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

TEL：03-5273-1022

FAX：03-5273-1494

Eメール：p-shinsa@soumu.go.jp

令和元年経済センサス - 基礎調査ホームページ

URL <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/index.html>

※ 令和元年経済センサス - 基礎調査についての詳しい説明は、総務省統計局のホームページで御覧いただけます。

経済センサス

検索

「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも統計データ等の各種情報が御覧いただけます。

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、必ず、出典（総務省「令和元年経済センサス - 基礎調査結果」）の表記をお願いします。